鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

目次中「第七条」を「第七条の四」に、「第三章　鳥獣保護事業の実施　第一節　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制（第八条―第十八条）」を「第三章　鳥獣保護管理事業の実施　第一節　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制（第八条―第十八条）　第一節の二　鳥獣捕獲等事業の認定（第十八条の二―第十八条の十）」に、「第三十八条」を「第三十八条の二」に、「第八十八条」を「第八十九条」に改める。

第一条中「保護を」を「保護及び管理を」に改め、「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて」を削り、「保護及び」の下に「管理並びに」を、「多様性の確保」の下に「（生態系の保護を含む。以下同じ。）」を加える。

第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第六項中「第三項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、同条第三項中「とは」の下に「、希少鳥獣以外の鳥獣であって」を加え、「生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する」を「管理をする」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2　この法律において鳥獣について「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息地の範囲を維持することをいう。

3　この法律において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

4　この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。

5　この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。

第三条第一項中「の保護」の下に「及び管理」を加え、「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改め、同条第二項第一号中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改め、同項第二号中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、同項第三号中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　希少鳥獣の保護に関する事項

四　指定管理鳥獣の管理に関する事項

第四条の見出しを「（鳥獣保護管理事業計画）」に改め、同条第一項中「鳥獣保護事業の」を「鳥獣保護管理事業の」に、「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、同条第二項中「鳥獣保護事業計画に」を「鳥獣保護管理事業計画に」に改め、同項第一号中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、同項第四号中「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「の管理」に改め、同項第六号中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同項第八号中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項

第四条第三項中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に、「鳥獣保護事業に」を「鳥獣保護管理事業に」に、「鳥獣保護事業の実施の」を「鳥獣保護管理事業を実施する」に改め、同条第四項及び第五項中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める。

第七条の見出しを「（第一種特定鳥獣保護計画）」に改め、同条第一項中「その数」を「、その生息数」に、「増加又は減少している鳥獣」を「減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）」に改め、「長期的な観点から」を削り、「特定鳥獣」を「第一種特定鳥獣」に改め、「のための管理（以下「保護管理」という。）」を削り、「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同条第二項中「特定鳥獣保護管理計画に」を「第一種特定鳥獣保護計画に」に改め、同項第一号中「特定鳥獣」を「第一種特定鳥獣」に改め、同項第二号中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同項第三号中「特定鳥獣の保護管理」を「第一種特定鳥獣の保護及び第五号を次のように改める。

四　第一種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第一種特定鳥獣の保護の目標

五　その他第一種特定鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項

第七条第二項第六号を削り、同条第三項中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に、「特定鳥獣の保護管理の」を「第一種特定鳥獣の保護を図る」に改め、同条第四項中「特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣保護事業計画」を「第一種特定鳥獣保護計画は、鳥獣保護管理事業計画」に改め、同条第五項中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同条第六項中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に、「次に掲げる」を「第二項第三号に規定する区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区がある」に改め、同項各号を削り、同条第七項及び第八項中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改める。

第二章中第七条の次に次の三条を加える。

（第二種特定鳥獣管理計画）

第七条の二　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

2　第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　第二種特定鳥獣の種類

二　第二種特定鳥獣管理計画の計画期間

三　第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

四　第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標

五　第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）の実施に関する事項

六　その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項